

基地交付金及び調整交付金について

1 趣 旨

(1) 基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）

基地交付金は、米軍や自衛隊の施設が市町村の区域内に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が所在することによって市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対処するために、用途の制限のない一般財源として、総務大臣が施設等所在市町村に対して、毎年度交付するものです。

(2) 調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）

調整交付金は、基地交付金の対象となる国有資産と対象外である米軍資産との均衡及び米軍に係る市町村民税の非課税措置等による税財政上の影響を考慮して、総務大臣が施設等所在市町村に対して、毎年度交付するものです。

2 対象資産

(1) 基地交付金

国有財産のうち、

① 米軍に使用させている土地、建物及び工作物

② 自衛隊が使用する飛行場^{※1}、演習場^{※2}、弾薬庫、燃料庫及び通信施設^{※3}の用に供する土地、建物及び工作物

※1 航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。

※2 しょう舎施設を除く。

※3 航空警戒管制または電波情報の収集整理のため直接必要な施設に限る。

(2) 調整交付金

米軍資産（米軍が建設、設置した建物及び工作物）

3 配分の方法

(1) 基地交付金

基地交付金予算総額の7/10に相当する額を対象資産の価格であん分し、3/10に相当する額を対象資産の種類、用途、市町村の財政状況等を考慮して配分します。

(2) 調整交付金

調整交付金予算総額の2/3に相当する額を米軍資産の価格を基礎として配分し、1/3に相当する額を市町村民税の非課税措置等により市町村が受ける税財政上の影響を考慮して配分します。